

第3回研究会における「ゾーニングの保全エリア等の設定案」に関するご意見と対応について

所属	意見	事務局回答	対応の方向性
新潟大学農学部	<p>配慮・調整エリアとして設定する項目としてラムサール条約湿地が含まれている。特に水鳥の生息地として重要な湿地に関してどう取組むのかというところが根幹にある条約だと考えるともう少し配慮するような意識が大事なのではないかと思う。冬鳥として渡ってくる水鳥は、生態系ネットワークを必要としている。例えば、白鳥とかマガン類が渡って来て、福島潟、鳥屋野潟、佐潟を越冬期間中に頻繁に移動している。その間に飛翔を遮断するような大型施設をつくるとなると、このラムサール登録条約湿地自治体認証との整合性がつくかどうかについて疑問に思う。</p> <p>ラムサール条約のエリア内、それから新潟の中の湿地を行き来する、そのようなエリア間の移動を含めた生態系ネットワークの確保をある程度担保するような形でゾーニングに配慮すべきなのではないか。保全エリアにするべきだと言っているのではなく、事業を考えると、そういうことも踏まえた形で英知を絞りながら適切な配置を考えていくというプロセスが大事だと思う。</p> <p>景観については、地域の意向はゾーニングに反映されるべきだと思っている。景観ではないが、文化的にも産業としても重要な資源である三面川のサケについても、地域として保全エリアにするという考え方もあるのではないか。</p>	<p>風車の配置に当たっては配慮していくことが必要だと思うので、ご意見として頂戴した。</p> <p>地域ごとのゾーニングについては、三面川のサケの話などもあったが、この場で議論するのは非常に難しいと考えているので、個別に地域の部会の中で検討していければと考えている。</p> <p>景観についても、地域部会で調査結果を示すなどしてしっかり反映されるようにやりたいと思っている。</p>	<p>ラムサール条約湿地の佐潟については、環境省の「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ（陸域版）」において注意喚起レベルが最高ランクA1とされていることから、佐潟における野鳥の生態を研究している専門家の意見等を確認した上で、サブマップ等として整理を行い、事業化に当たっての配慮・調整事項として整理していきたいと考えております。</p> <p>景観については、関係市町村における景観計画等の内容に基づき、海域の景観に関連する方針等を確認し、ゾーニングの報告書において取りまとめたいと考えております。</p> <p>河川法による河川区域については、保全エリアとしますが、三面川のサケ等については、村上市・胎内市地域部会において地域の関係者の方々と検討してまいります。</p>
東京大学	<p>気象レーダーについては配慮・調整エリアであるが、さまざまなゾーニングの点から、後出しで、特に防衛施設の関係者から、レーダーの影響について、後出しがないように上手に県で調整する必要するか、もしそういう可能性があるのであれば、早くそういう地域を見つけて洗い出しておく必要がある。</p> <p>漁場について、図で示すときには真っ白ではなく、点々などでうまく表現しながら許可漁業の説明を言葉で加えてほしい。</p> <p>最終的な候補海域の検討が重要になると思う。県がリーダーシップを発揮しながら候補海域を検討し、議論を重ねていただきたい。</p>	<p>レーダーの取扱いなどについては、しっかり確認していきたい。</p> <p>許可漁業のところは具体的に点線で示すという事は漁業上の秘密に含まれるので、そこはお示しできないという言葉で、今回のマップでは補足させていただいている。</p>	<p>レーダーについては、総務省信越総合通信局、気象庁等に確認しております。</p> <p>なお、防衛施設のレーダーについては本研究会に参加されている防衛省北関東防衛局新潟防衛事務所に確認していただいております。</p>
新潟県野鳥愛護会	<p>新潟県の代表的なマガン、それから白鳥の渡来地として、福島潟や佐潟、それから鳥屋野潟等がある。それらは大型の水鳥等の越冬地になっている。もし危険があったり、危険物が入ってくると海のほうに全部出てしまう。そういうことがあるので、内陸の飛来地と海上との行き来が越冬期間中にあるかないかを十分に調査してもらいたいと思っている。ぜひ、福島潟や佐潟辺りのマガン、白鳥が越冬期間中に海上に出ることがないのかを今後調べて、あるとするならば、保全という意味で十分にやっていただきたい。</p> <p>ないとしても、新潟県のオリジナリティの非常に強い鳥なので、大型水鳥類の越冬地としては、そういう点で、こういう事業に当たっては十分それらの飛来地を調査、そこに来た水鳥類をしっかりと海上との行き来の関係を調べていただきたいと思う。</p>	<p>ゾーニングは環境アセスメントの前の配置の段階までやるという整理をしている。どこまで調査すべきかということを経営者に求めるべきなのか、それともある程度県でやるべきなのか、どこまでできるかということも改めて整理をして、ゾーニングの整理に沿って検討したいと考えている。</p>	<p>マガンやハクチョウ類等の渡来地については、ご紹介いただいた文献等に基づいてサブマップとして整理を行い、事業化に当たっての配慮・調整事項として整理していきたいと考えております。</p>

所属	意見	事務局回答	対応の方向性
新潟海上保安部	保全エリアとして、新潟県には法令に係る航路はないので定期航路のみになる。ただ、定期航路以外でも貨物船などの航跡が写っている。船というのは自由に海の上を走っているわけではなく、経済的に一番有利な航路、一番安全に走れる航路を走るので、似通った航路になる。定期航路ではなく、法令に定めた航路ではないがたくさんの船が走っている航路があるということを知っていただき、ゾーニングのときにはこれらの位置をご配慮いただければと思っている。当然、大型船、漁船やプレジャーボート等も多数走っているので、今後、導入促進エリアができて事業化を検討されるときには、地域部会等で調整をしていただきたい。	地域部会で調整できるようにしていきたい。	同左